

保育園のご案内（本編）



I

保育園の利用を検討している方へ

1 小学校就学前に利用できる主な施設等について

施設区分		クラス	申請先	保育料	開園時間
認可施設	認可保育園 認定こども園（保育部門） ※国の設置基準を 満たした保育施設	区立 区立 民営 私立	区	世帯の住民税所得 割額による (3歳児クラス以上 は無償)	午前7時30分 ～午後6時30分 (全施設で延長保育、一部施 設で早朝・夜間保育も実施)
	小規模保育事業 ※定員6～19名の小規模な 環境で保育を行う	0～2歳児			午前7時30分 ～午後6時30分 (一部施設で延長保育実施)
	家庭的保育事業 ※定員3～5名で家庭的な 雰囲気の中保育を行う				午前8時～午後6時
	事業所内保育事業 ※事業所の保育施設で、従業 員のお子様と地域のお子様 の保育を行う (品川区では現在は実施し ていません)	施設ごとに 異なる			施設ごとに異なる
	居宅訪問型保育事業 ※障害・疾病等で個別のケア が必要な際に、自宅で1対 1の保育を行う				午前8時～午後6時のうち 最長8時間
認可以外の施設	認証保育所 ※認可外保育施設のうち、 東京都の設置基準を満たした 保育施設	施設ごとに 異なる	施設	施設ごとに異なる (助成金制度有)	施設ごとに異なる
	その他の認可外保育施設			施設ごとに異なる (一部施設は助成金 制度有)	

※上記は保育施設となります。幼稚園や認定こども園（幼児教育部門）等の教育施設に関しては、区のホームページや冊子「品川区立幼稚園案内」、冊子「品川区立認定こども園案内」等をご確認ください。なお、幼保一体施設や区立認定こども園の概要は、P.30～31をご確認ください。

保育園の年齢（クラス）についての考え方

★保育園は、4月1日現在のお子様の年齢によって、その年度のクラスが決まります。

例えば、1歳になった時点で1歳児クラスに進級するわけではなく、**1歳になった次の4月から1歳児クラス**となります。

例) 令和4年6月10日生まれの場合、令和5年6月10日に1歳になりますが、令和6年4月1日から1歳児クラスとなります。

★品川区には1歳児クラスからの保育園がいくつかありますので、**保育園を選ぶ際は、十分ご注意ください。**

2 保育認定について

●施設利用のための認定

小学校就学前の施設等を利用する場合には、品川区から利用のための認定を受ける必要があります。認定の種類は、主に利用希望施設・事業と年齢によって区分されます。

利用希望施設・事業	要件	認定	年齢	区分
幼稚園（※1） 認定こども園（幼児教育部門）	幼稚園等を利用希望する場合	教育標準時間	満3歳以上	1号認定
保育園 認定こども園（保育園部門） 地域型保育事業（※2）	保育を必要とする事由に該当し、保育園等を利用希望する場合	保育標準時間 保育短時間	満3歳以上	2号認定
			満3歳未満	3号認定

※1：私立幼稚園については、八潮幼稚園のみ1号認定が必要となります。

※2：品川区の地域型保育事業のうち、「家庭的保育事業・小規模保育事業」は、2歳児クラス（3歳になった年度末）までが利用可能となっています。（P.35～37参照）

◇認定の有効期間について

教育標準時間認定（1号認定）の有効期間は3年間（小学校就学前まで）を基本とします。

保育認定の有効期間は3年間（満3歳以上は2号認定、満3歳未満は3号認定）を基本としつつ、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合はその時点までとします。

すでに3号認定を受けている児童が満3歳になり、3号認定から2号認定になる際は、品川区が認定の変更を行います（認可保育園に申請中または在園中の方については再申請不要）。

●保育園等の利用申請ができる方の要件（「保育を必要とする事由」）

保育園等に利用申請ができるのは、保護者が次のいずれかの、お子様の「保育を必要とする事由」に該当する場合です（お子様に集団生活を体験させたいという理由での申請はできません）。

また、お子様の出生前に申請はできません（2月および4月1次入園申請を除く）。

- ①就労……………月12日以上かつ1日あたり4時間以上の就労を目安として常態とすること
- ②妊娠・出産……………妊娠中または出産後（入園希望月前後2ヶ月の間で出産予定がある、または出産した場合）
- ③疾病・障害……………疾病もしくは負傷、または精神や身体に障害があること
- ④介護・看護・付添…同居の親族（申請児童の祖父母や兄弟姉妹等）を介護または看護していること
- ⑤災害復旧……………災害の復旧にあたっていること
- ⑥求職……………求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること
- ⑦就学……………学校教育法に規定された学校等に通学、または公共の職業訓練校での職業訓練等を受けていること
- ⑧その他……………児童虐待の恐れがある、または配偶者からの暴力により保育が困難であること（公的機関にご相談している方）

●保育の必要時間について（「保育の必要量」）

保育認定にあたっては、保育を必要とする事由やその内容により、保育の必要時間（保育の必要量）を「**保育標準時間**」（1日8時間超）と「**保育短時間**」（1日8時間以内）の2つの区分で認定します。区分により、保育園の利用時間や基本保育料、延長保育料が異なります。

保育の必要量は、保育の必要時間を、便宜的に8時間を目安として区分けしたものであり、**実際の保育時間は、各家庭の保育を必要とする事由とその内容により、個別に決定します。**

《例》就労の場合は、「勤務時間+通勤時間」が、保育時間の基本となります。

●保育期間

保育を必要とする事由に応じて、**保育の必要量（必要時間）と保育認定の有効期間（保育期間）が決まります。**

保育期間は、最長で小学校就学前（6歳になった年度末）までです。ただし、年齢制限のある保育園はその年齢になった年度末まで、地域型保育事業は原則として3歳になった年度末までとなります。（連携施設についてはP.38をご参照ください。）

保育を必要とする事由	保育の必要量（必要時間）	保育認定の有効期間（保育期間）
就労／介護・看護・付添就学	標準時間もしくは短時間	小学校就学までの間、左記の事由により保育を必要とする期間
疾病・障害	（原則）短時間	
妊娠・出産	標準時間もしくは短時間	出産予定月を挟んで、前後2ヶ月間（計5ヶ月間）
災害復旧		災害の復旧活動に従事する期間
児童虐待・DV		左記の事由により保育が困難と認められる期間
求職活動	短時間	利用希望月から2ヶ月間
育児休業※		育児休業の対象児童が1歳になった年度末まで

※育児休業については、すでに認可保育園・地域型保育事業等に通園している場合のみ対象です。育児休業を事由として新規の認定および入園申請はできません（復職月からの入園申請となります）。

●認定内容の変更について

認定申請した後に、認定内容（保護者氏名、保育を必要とする事由、保育必要量、有効期間等）が変更になった場合、認定の変更申請が必要です。

申請には、「【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書」が必要です。（「●申請後の手続き等（P.25）」をご確認ください）。変更する月の申請締切日までに、保育課入園相談担当へ届出をしてください（短時間認定から標準時間認定への変更等、利用調整基準（選考基準）に影響を与えない変更は前月20日までに申請してください）。

●短時間認定における保育時間について

短時間認定のお子様の保育時間は、**保育園によって異なります。**希望園をご検討の際には、次ページの表をご確認のうえ、利用申請を行ってください。

- ①短時間認定のお子様について、午前7時30分から午後6時30分までの間で保護者の就労等の時間に応じて保育時間を設定できる保育園
……8時間を超えた預かり時間に対して別途、延長保育料が発生します。

②短時間認定のお子様について、保育時間が固定されている保育園

……保育園で決められた預かり時間を越えた分について、別途、時間内延長保育料が発生します。

※午前7時30分までの早朝保育、および午後6時30分以降の延長夜間保育は利用できませんので
ご注意ください。

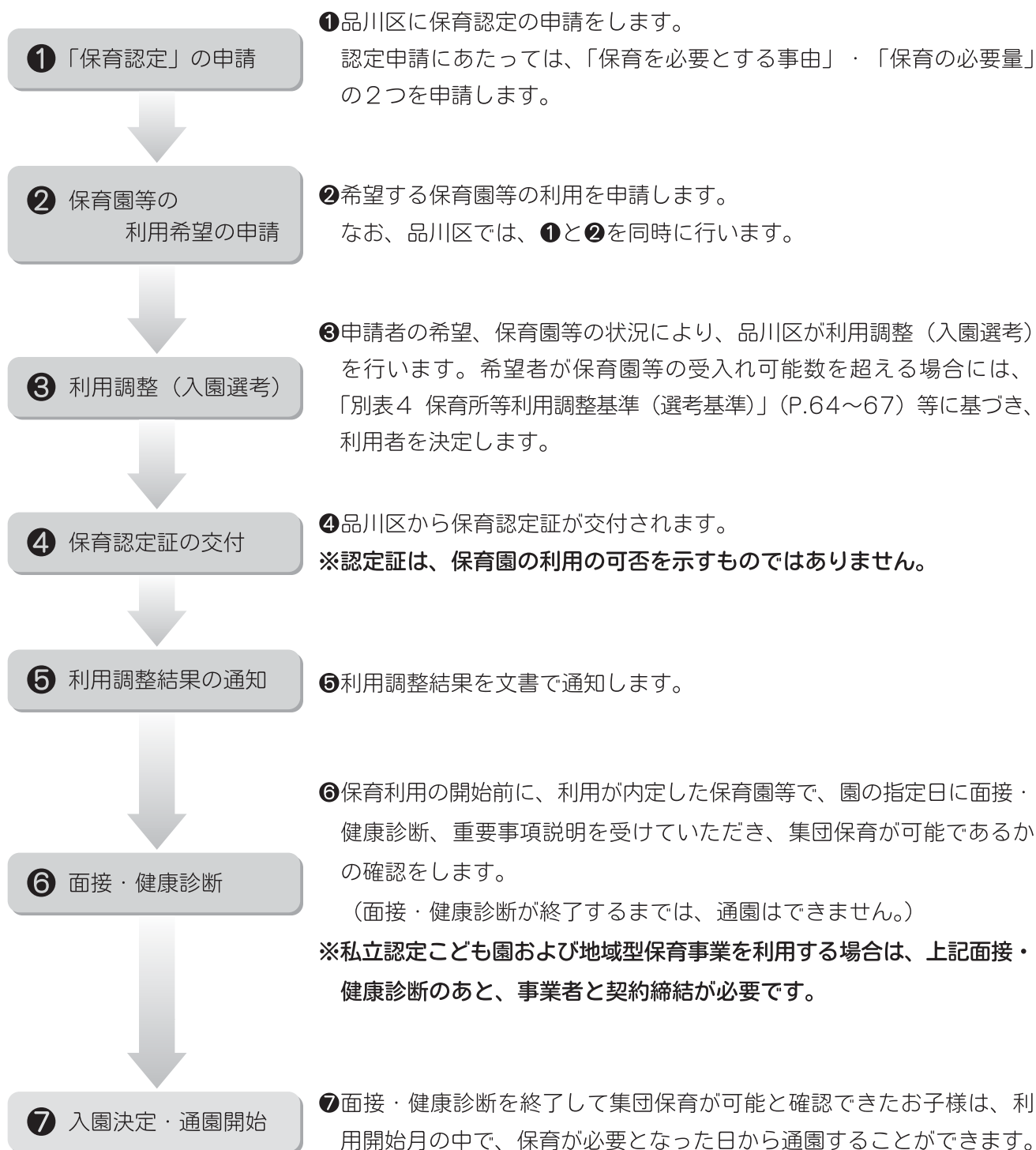
短時間認定枠の保育時間		対 象 園
①短時間認定のお子様について、午前7時30分から午後6時30分までの間で保護者の就労等の時間に 応じた預かり時間を設定できる保育園		(区立園) 全園 (私立園) 下記固定園以外
②短時間認定のお子様について、 保育時間が固定されている保育園	午前8時 ～午後4時	(私立園)・こころしながわ(えばら・おおいまち・なかのふ・ ひがしおおい・ふどうまえ・むさしこやま) ・さくらさくみらい(北品川・御殿山・ 品川シーサイド・東大井・東品川・武蔵小山) ・ポピンズナーサリースクール(勝島・上大崎・ 西五反田・目黒)
	午前8時30分 ～午後4時30分	(私立園)・ウイズブック保育園(荏原・天王洲・西五反田・ 武蔵小山・武蔵小山パルズ) ・Gakkenこどもえん ・クオリスキッズ(大井町・大井町第2) ・グローバルキッズ(荏原町・大崎園・立会川園・ 戸越園・中延園・西大井園) ・しなおおコスモ ・品川大和 ・空のはねこども園 はたのだい ・チャイルドマインダー(小山台東・平塚荏原)※1 ・にじいろ保育園(大崎・勝島・南大井) ・認定こども園 こっこる ・ベネッセ大崎広小路 ・みらいく東大井園 (小規模保育事業) ・ウイズブック保育園大森海岸 ・五反田せせらぎ
	午前9時 ～午後5時	(私立園)・アイ ・AIAI NURSERY 大崎 ・アスク南大井 ・キッズタウンにしおおい ・キッズラボ中延園 ・こどもヶ丘保育園小山園 ・さんさん森の保育園戸越公園 ・太陽の子(西五反田・南品川) ・チャイルドマインダー(小山台東・平塚荏原)※1 ・ニチイキッズむさしこやま保育園 ・はぐはぐキッズ(こども園中延・二葉) ・ほっぺるランド東品川 ・まなびの森保育園品川シーサイド ・みらいく(旗の台園・東品川園) ・モニカ荏原中延園 (小規模保育事業) ・こどもヶ丘保育園大井町園 ・はぐはぐキッズ(荏原町・西大井)
	午前9時30分 ～午後5時30分	(私立園)・アソシエ(旗の台・東大井公園)

※1 チャイルドマインダー(小山台東・平塚荏原)の預かり時間については直接施設にお問い合わせください。

3 保育園等の利用申請について

●保育園等の利用の流れ（2号、3号認定）

認可保育園、地域型保育事業、認定こども園（保育園部門）を利用する場合は、下記の流れとなります。申請にあたっては、原則として品川区に住民登録があることが必要です。区外から申請される場合は、「●品川区外から品川区の認可保育園等を利用申請する方への注意事項」（P.26）をご確認ください。※認可外保育施設（認証保育所を含む）を利用する場合には、直接、保育施設に利用申請となります。



●利用申請の方法

利用申請は、下記で受け付けしています。

各月の申請締切日等については「別表3 保育園入園申請スケジュール (P.63)」をご確認ください。申請締切日に間に合うように申請してください。欠員状況等に応じて、利用調整(入園選考)を行います。ご提出いただいた申請書は、原則として当該年度の2月入園の利用調整まで有効となります。翌年度4月の入園を希望する場合は、改めて「保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書」(および勤務証明書等の保育を必要とする根拠資料等)の提出が必要です。なお、勤務証明書等は必要に応じ、再提出をお願いする場合があります。

(1) 区役所の保育課入園相談担当

(2) 郵送受付

窓口混雑緩和の観点から、利用申請の郵送受付を実施しています。

郵送の場合、簡易書留で保育課入園相談担当まで申請書類を送付してください。(申請締切日必着。FAX・メール不可。)

※簡易書留以外での郵送事故等、区で申請書類の到着が確認できない場合の責任は負いかねます。

「●令和5年4月以降の申請に必要な書類」(P.22~23)を必ずご確認のうえ、書類の記入漏れや同封漏れがないよう申請書類を準備してください。

(3) オンライン受付

マイナポータル「ぴったりサービス」を用いて、オンライン申請ができます。申請には、マイナンバーカードとパソコン(ICカードリーダーを含む)またはスマートフォン(一部機種のみ)が必要です。

※「●令和5年4月以降の申請に必要な書類」(P.22~23)を必ずご確認のうえ、書類に記入漏れや添付漏れがないよう申請書類を準備してください。そのほか、利用方法について詳しくは、マイナポータル「ぴったりサービス」または品川区ホームページをご確認ください。

※不足書類がある場合や書類の内容に不備がある場合は、申請締切日までにご提出のある書類で選考いたしますのでご了承ください。

●出生前申請について

2月および4月入園の1次利用調整のみ、出産予定での申請が可能です。2月および4月入園の1次利用調整以外は、出産予定での申請は受け付けておりません。

対象者・申請手続きについては、決定次第、令和5年10月版保育園のご案内、品川区ホームページ等でお知らせします。

●申請時の注意事項

(1) 希望園の選び方について

保育の利用調整（入園選考）では「別表4 保育所等利用調整基準（選考基準）」（P.64～67）に基づき、基本指数と調整指数を合算し、合計指数の高い方から順に保育利用の内定者を決定します。複数園で入園内定者になりうる場合には、最上位の希望園で入園内定とします。上位の希望園が下位の希望園よりも内定しやすくなることはありません。**希望園は第8希望まで**記入することができます。通園可能な範囲内で**利用希望順**にご記入ください。

(2) 転園申請について

転園が内定した場合、**転園を辞退して現在の保育園・地域型保育事業に残ることはできません**。転園申請後に転園の意思がなくなった場合は、速やかに各月の申請締切日までに、「【申請児用】認定変更申請書兼 保育所等利用希望変更申請書」にて申請を取り下げてください。

(3) 保育利用の内定後に辞退する場合

内定後速やかに「入園辞退届」を、書面で提出してください。「入園辞退届」が利用開始月以降に提出された場合は、**登園の有無に関わらず、その月分までの保育料がかかります**。

(4) 出産予定のある方へ

就労要件等で申請された方でも、第2子以降の出産予定があり、入園月が出産（予定）月を挟んだ前後2ヶ月間（計5ヶ月間）に該当する場合は、原則として出産要件での審査となります。ただし、入園月に就労する場合は、就労要件での審査を行います。

(5) 育児休業中に申請をする方へ

- 保護者が育児休業を取得している期間を利用希望月として、保育園等の入園申請はできません。育児休業を取得中の方は、復職する月から入園可能となります。**復職せずに保育の利用を開始することはできません（慣らし保育を除く）**。
- 入園可能となった際に以下の条件を全て満たさない場合は、審査の公平性を鑑み、保育の利用（内定）を取り消します。
 - ①入園月中に復職かつ復職日以降に保育園の利用をすること。（慣らし保育期間は対象外）
 - ②必ず育児休業を取得している会社に復職すること。**※年次有給休暇等、実際に就労を伴わない復職は認められません。**
- 現在育児休業要件にてお預かりしている区内認可保育園に園児が転園申請する場合は、転園希望月に復職予定がない場合でも特例として転園申請をすることができます。ただし、基本指数は「就労」ではなく、「妊娠・出産」を適用します。
※「区内認可保育園」には区内幼保一体施設、ぷりすくーる西五反田幼児教育施設、区内認定こども園、区内地域型保育事業を含む。
- 育児休業の延長を希望される方は、入園申請書類一式の中の「入転園確認表」にて育児休業の延長希望の申告をしてください。この場合、入園選考における優先順位は、一番低いものとして取り扱います。
※育児休業または育児休業給付金の延長手続きについては、勤務先またはハローワークにお問い合わせください。また、希望する各月の保育所等利用不可通知書については、締切日までに申請がない場合、いかなる理由があっても発行することができません。延長に必要な入園希望月等を必ず確認したうえで申請締切日までに申請してください。

(6) 幼保一体施設を希望する方へ

幼保一体施設を希望する方は、P.30～31をよくご確認のうえ、申請してください。

(7) その他

- ・提出された書類と事実に相違があった場合には、保育の利用（内定）を取り消す場合があります。申請後や内定後に状況が変わった場合は、至急保育課入園相談担当へご連絡ください。
- ・申請書類は一度提出されますと返却はいたしません。必要な方は、あらかじめ写しをお取りください。
- ・申請児童や兄弟姉妹に未払いの保育料がある場合は、必ずお支払いを済ませてください。お支払いが確認できない場合は、調整指数において大きなマイナスとなる場合があります。
- ・区外へ転出した場合、申請は失効になります。

●お子様の健康上あるいは発達上で気になることがある場合

保育園等の利用を希望する心身に障害のあるお子様や、心身の発達状況から配慮を要するお子様、医療的ケアが必要なお子様について、発達に考慮しながら集団でのよりよい保育を行うために、特別支援保育審査会（以後、審査会）を実施します。

お子様を集団でお預かりするうえでの配慮および集団保育の可否等について書面または面接にて、審査をし、集団保育が可能と判断されたお子様は、利用調整（入園選考）を行います。

利用申請にあたり、「心身状況報告書」（主治医作成）や「児童調査書」（保護者作成）等を提出していただきます。

※医療的ケア児について

利用を希望する方は、必ず事前にご連絡ください。

区立保育園で対応できる医療的ケアは、下記のとおりです。

- ・たん吸引
- ・経管栄養
- ・血糖値測定、インシュリン注射、インシュリンポンプの与薬操作
- ・導尿
- ・在宅酸素療法
- ・ネブライザー、ネブライザーによる与薬
- ・午睡中のみ使用する人工呼吸器
- ・人工肛門

その他の医療的ケアや私立保育園での受入れについては、別途ご相談ください。

※事前に現在のお子様の状況について聞き取りを行う場合があります。状況によっては入園希望月からの入園ができない場合があるため、締切日より余裕をもって申請してください。

※家庭的保育事業、小規模保育事業については、運営上、特別支援児童の保育ができない場合があるため、希望する際はご注意ください。

※審査会および利用調整の結果、入園できない場合や、入園する施設および時期を調整させていただく場合があります。

※審査会において、判定が保留となった場合は、判定が出るまで入園をお待ちいただくこととなります。また、申請の際に疾病や障害に関する申告がなく、入園内定後に園との面談等で疾病や障害が確認された場合は、内定取消や入園希望月からの入園ができない場合もあります。

●令和5年4月以降の申請に必要な書類（育児休業明け入園予約制度についてはP.33～34をご確認ください）

下記1～8を最後まで必ずご確認ください、あてはまるものについては全ての書類を各月の申請締切日まで
 選考基準の詳細についてP.64～67を必ずご確認くださいうえでご申請ください。申請締切日までにご提出のあ
 類をご提出いただく場合があります。また、保育を必要とする事由が災害・児童虐待・DV等を理由とする

確認項目	提出書類
1. 必須書類	
品川区内の認可保育園に入転園申請をする方	入園申請書類一式（品川区所定様式） ・保育認定申請書兼保育所等利用希望申請書 ・入転園確認表 ・重要事項確認書兼同意書 ・きょうだい入園（転園）条件確認表（複数の児童を申請する場合のみ）
2. 基本指数に関する書類（保育を必要とする状況を証明する書類）・・・保護者どちらも必要	
該 こ 提 出 す る も の の み	常勤・パート・内職等で働いている場合 （内定している場合・親族の経営する会社に勤務する場合も含む）
	勤務（内定）証明書（品川区所定様式）
	自営業・経営者・役員等の場合
	就労状況申告書（品川区所定様式）＋就労を証明する書類 （前年分の確定申告書の写し等の就労実態が確認できるもの）
	妊娠中または出産後の場合
	親子健康手帳（母子健康手帳）の写し （表紙、分娩予定日記載のページ）
	疾病や心身に障害がある場合
	①保育状況意見書（品川区所定様式） ②障害者手帳等の写し（お持ちの方のみ）
	疾病や心身に障害のある親族を、看護・介護している 場合
	①介護状況申告書（品川区所定様式） ②根拠書類（診断書、入院計画書、障害者手帳、介護保険被 保険者証、ケアプラン（介護サービス計画書）等の写し）
	大学や職業訓練校等に通学している場合
	就学（予定）状況証明書（品川区所定様式）
3. 調整指数に関する書類・・・該当する方のみ	
	認証保育所または認可外保育施設等 （都道府県に届出がある施設）に通っている場合
	受託証明書（品川区所定様式） ※預け先にて証明が必要です。
	(1) お子様の心身に障害、疾病等がある場合 (2) お子様の健康上あるいは発達上気になることがあり、 病院や療育施設に通っている場合（P.21参照）
	①主治医作成：心身状況報告書（品川区所定様式） ②保護者作成：児童調査書（品川区所定様式） ③障害者手帳・発達検査結果等の写し（お持ちの方のみ）
	保育士等として保育園等に勤務している場合
	保育士等優先入園に関する誓約書（品川区所定様式）
	保護者が障害者手帳を保持している場合
	障害者手帳の写し
	保護者が特定医療費（指定難病）受給者証を保持している場合
	特定医療費（指定難病）受給者証の写し
	医師・看護師免許を保持して、医療機関等において 医師・看護師として勤務し、医療行為を行っている場合
	医療機関等勤務の医師・看護師優先入園に関する誓約書 （品川区所定様式）
	求職活動中である場合
	公的な機関が発行する書類（ハローワーク受付票等）
4. 階層算定に関する書類（住民税額を証明する書類）・・・該当する方のみ	
令和3年または令和4年中に海外収入がある場合	年間給与証明書・年間収入申告書（品川区所定様式） ※下記のとおり入園希望月に応じて、該当する年の海外収入 をご提出ください。 ① 令和5年5月～8月の利用月に入園申請する方 →令和3年中の年間給与証明書・年間収入申告書 ② 令和5年9月～令和6年4月の利用月に入園申請する方 →令和4年中の年間給与証明書・年間収入申告書
ひとり親世帯	—
ひとり親に準ずる世帯	事件係属証明書、離婚調停中であることを証明する弁護士からの証明書等
5. 区外からの申請に関する書類・・・該当する方のみ	
品川区外から申請する方	①品川区外からの申請に伴う確認表（品川区所定様式） ②申請児童のパスポートの写し（海外からの転入予定者のみ）
6. マイナンバーに関する書類	
(1) 郵送で申請する方 (2) 窓口で申請する方	①個人番号確認書類 ②本人確認書類
7. 出生前申請に関する書類・・・2月および4月入園の1次利用調整で申請する方のみ	
(1) 2月入園にて申請をする方 (2) 4月入園にて申請をする方	①親子健康手帳（母子健康手帳）の写し （表紙、分娩予定日記入のページ） ②出生前の保育所等利用申請に係る同意書（品川区所定様式）
8. その他に関する書類・・・該当する方のみ	
外国籍で大使館勤務の方	①大使館発行の証明書（家族全員の住所、生年月日記載のもの） ②年間給与証明書・年間収入申告書（品川区所定様式）
生活保護を受給している方	生活保護受給証明書

にご提出ください。なお、提出書類をもとに品川区保育所等の利用調整基準により利用調整を行います。書類で保育認定・利用調整（入園選考）を行いますので、ご了承ください。必要に応じて、下記以外の書場合には、別途、お問い合わせください。

備考
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内で2人以上のお子様を申請する場合でも1枚に記載し、申請するお子様にチェックをつけてください。 ・申請書には、マイナンバーの記載が必要となります。詳細はP.24をご確認ください。
<p>勤務（内定）証明書記載チェックシートを参照し、勤務先より証明を受けた勤務（内定）証明書の記載事項について、申請前に必ずご確認ください。記載漏れや誤り等があった場合、利用調整上不利になる場合があります。</p> <p>記載例をもとにご記載頂いた内容について、申請前に必ずご確認ください。記載漏れや誤り等があった場合、利用調整上不利になる場合があります。</p>
<p>入園希望月前後2ヶ月の間で出産予定がある、または出産した場合に必要です。</p>
<p>保育状況意見書は証明された内容について、申請前に必ずご確認ください。</p>
<p>介護状況申告書に記載された申告内容および根拠資料をもとに指数認定を行います。</p>
<p>就学（予定）状況証明書は証明された内容について、申請前に必ずご確認ください。</p>
<p>調整指数番号8の適用条件は、下記の2点となります。</p> <p>①預かり時間が月48時間以上であること。（入園希望月の前月までに預ける予定を含む）</p> <p>②就労要件にて申請する場合は、入園希望月の前月までに就労していること。（入園希望月の前月までに就労する予定を含む）</p>
<p>心身状況報告書について、定期的に通っている主治医がいない場合は、保育教育担当（特別支援）にご相談ください。</p>
—
—
—
—
<p>左記書類をお持ちの方のみご提出ください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・会社書式、源泉徴収票等において控除項目等が読み取れない場合があり、階層算定上不利になる可能性があるため、必ず品川区所定様式にてご提出ください。 ・住民税未申告または税資料の提出がなく税額の確認ができない場合は、区民税所得割1,031,300円以上の世帯（最高階層）と同様の階層算定および保育料算定となります。 ・国外居住期間が1月から12月ではない場合でも、国内所得も含めて1月から12月までの1年分の申告をお願いします。
<p>提出書類はありませんが、状況に応じて追加書類の提出を依頼する場合があります。 区外から申請される方は戸籍謄本等、ひとり親であることが確認できる書類が必要です。</p> <p>離婚調停中、協議中等である場合ご提出ください。</p>
<p>品川区外からの申請についての詳細は、P.26～27を必ずご確認ください。</p>
<p>(1) 郵送で申請する場合は、保護者および申請児童分の左記提出書類の写しを同封ください。 (2) 窓口で申請する場合は、来庁された方の左記提出書類をご提示ください。</p> <p>詳細はP.24を必ずご確認ください。</p>
<p>詳細については、令和5年10月版保育園のご案内、品川区ホームページ等でお知らせします。</p>
<p>①について、勤務している方以外の家族の住所、生年月日の記載が難しい場合、家族分のパスポート等の写しを追加でご提出ください。</p> <p>②について、保護者ともにご提出ください。</p>
—

●マイナンバーの記入について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、保育園等の入園を希望する方は、入園申請書類一式の中の「保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書」に個人番号（マイナンバー）の記入が必要になります（保護者の方は、単身赴任等の理由で同居されていない場合も記入してください。ただし、災害、児童虐待、DV等の理由で同居されていない場合は記入不要です。）。申請書を提出の際は、「番号確認」と「本人確認」が必要となりますので、以下の内容を確認のうえ、必要書類をご準備ください。

区役所窓口に提出の場合

職員が窓口で来庁された方の「個人番号確認」と「本人確認」を行いますので、次表の必要書類をお持ちください。

※代理者が提出する場合は、申請者本人からの委任状の提出と①代理者の本人確認書類、②申請者の個人番号確認書類の提示が必要となります。

郵送提出の場合

保育課入園相談担当にて確認を行うため、**保護者と申請児童の個人番号確認書類の写しと申請者の本人確認書類の写し**を、他の申請書と合わせてご提出ください。

必 要 書 類	説 明	
(1) 個人番号確認書類 (正しい番号であることの確認)	◎個人番号が記載されたものをご準備ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード ・個人番号通知カード ・住民票の写し 	
(2) 本人確認書類 (番号の正しい持ち主であることの確認)	◎以下のうち (A) または (B) のいずれかの書類をご準備ください。	
	(A) 【顔写真付きの本人確認書類 1点】 <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード ・運転免許証（運転経歴証明書） ・旅券（パスポート） ・在留カード ・療育手帳 ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・特別永住者証明書 ・写真付き社員証 など 	(B) 【顔写真なしの本人確認書類 2点】 <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し ・健康保険証 ・年金手帳 ・印鑑登録証明書 ・児童扶養手当証書 など

※原則、申請書にはマイナンバーの記入が必要ですが、未記入であっても受け付けします。

※申請書にマイナンバーが未記入の場合は、保育課入園相談担当でマイナンバーを確認したうえで、法令で定める範囲内で使用する場合があります。

※住民票の写しを提出する際は1通のみでかまいません。

※健康保険証は記号・番号・QRコード（QRコードがある場合）をマスキングして写しをとってください。

●申請後の手続き等

(1) 利用申請後、下記の変更があった場合は、必ず期日までに書面で保育課入園相談担当へ届出してください。

変 更 内 容	提 出 書 類 (すべて品川区様式)
①認定申請内容（認定区分・保育の必要性の事由・保育必要量等）が変更になったとき	【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書
②利用申請を取り下げたいとき	
③希望保育園や利用希望月を変更したいとき	
④住所や電話番号が変更したとき	
⑤家族構成が変更したとき	
⑥保護者の仕事が変わったとき	①【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書 ②勤務（内定）証明書または就労状況申告書
⑦お子様が認可外保育施設等（認証保育所を含む）に通い始めたとき	受託証明書
⑧育児休業から復職したとき	復職証明書
⑨兄弟姉妹の入園条件を変更したいとき	①【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書 ②きょうだい入園（転園）条件確認表

(2) 利用調整の結果、保育園等を利用できない方に対しては、利用希望した最初の月のみ結果を文書で通知します。それ以降については、結果のご連絡はいたしません。

（申請は当該年度2月入園の利用調整まで有効となります。翌年度4月の入園を希望する場合は、改めて「保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書」（および勤務証明書等の保育を必要とする根拠資料等）の提出が必要です。）

●ホームページからダウンロードできる必要書類（品川区所定様式）

品川区のホームページから、下記の書類をダウンロードできます。

- ・ 入園申請書類一式
- ・ 【記載例】入園申請書類一式
- ・ 勤務（内定）証明書（勤務（内定）証明書記載チェックシート含む）
- ・ 【記載例】勤務（内定）証明書
- ・ 就労状況申告書
- ・ 【記載例】就労状況申告書
- ・ 介護状況申告書
- ・ 保育状況意見書
- ・ 就学（予定）状況証明書
- ・ 復職証明書
- ・ 【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書
- ・ きょうだい入園（転園）条件確認表
- ・ 【記載例】きょうだい入園（転園）条件確認表
- ・ 児童調査書
- ・ 心身状況報告書
- ・ 年間給与証明書・年間収入申告書
- ・ 受託証明書
- ・ 保育士等優先入園に関する誓約書
- ・ 医療機関等勤務の医師・看護師優先入園に関する誓約書
- ・ 品川区外からの申請に伴う確認表
- ・ 保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書（転入に伴う申請書）
- ・ 委任状
- ・ 入園辞退届



入園申請書類はこちら

※必要書類は「●令和5年4月以降の申請に必要な書類」（P.22～23）をご確認ください。

●育児短時間勤務等を利用している方（取得予定の方を含む）への注意事項

1日あたりの勤務の短縮時間により、指数認定が変わります。

- ・1日あたり2時間以内（または、拘束時間6時間を満たす範囲内）の短縮 ⇒ 本来の勤務時間で認定
- ・1日あたり2時間（または、拘束時間6時間を満たす範囲内）を超えた短縮 ⇒ 短縮した後の勤務時間で認定

※勤務日数が減る場合は、勤務時間にかかわらず短縮された勤務日数で指数認定を行います。

※育児短時間勤務等の制度を利用せず、勤務時間を短くした場合は短い勤務時間で指数の認定を行います。

詳細は、「別表2 育児短時間勤務等における指数認定の考え方」（P.62）をご確認ください。

4 区外の保育園の申請や区外からの申請について

品川区では、令和5年10月入園申請分より転出・転入を伴う入園申請手続きに関する運用を変更します。入園希望月によって手続き内容が異なりますので、ご注意ください。

●品川区外の認可保育園等に申請する方の手続き方法

下表の提出期限より後に提出され、申請先自治体での受付が間に合わなかった場合は責任を負いかねます。また、品川区から申請先自治体へ申請書類を速達では発送していませんのでご注意ください。

(1) 申請先自治体へ転出予定がある方

	令和5年9月入園申請まで	令和5年10月入園申請から
申請先	品川区保育課入園相談担当	申請先自治体の保育を担当する部署
必要書類	①申請先自治体所定様式 ②品川区外認可保育園への入園申請に伴う確認事項（品川区所定様式）	申請先自治体所定様式
提出期限	申請先自治体が定める申請締切日の10日前	申請先自治体が定める申請締切日

※住民登録の異動後、転出先自治体の保育を担当する部署で改めて手続きが必要です。手続き内容については、転出先自治体へご確認ください。

(2) 申請先自治体へ転出予定がない方

申請先	品川区保育課入園相談担当
必要書類	①申請先自治体所定様式 ②品川区外認可保育園への入園申請に伴う確認事項（品川区書式）
提出期限	申請先自治体が定める申請締切日の10日前

※入園後、保育を必要とする要件の変更および退園等する際は、品川区にて手続きが必要です。

●品川区外から品川区の認可保育園等を利用申請する方への注意事項

各月の申請締切日時点で品川区外にお住まいの方については、下表のとおり申請を制限しています。

品川区への転入予定	クラス	4月～9月	10月～2月
あり	0～5歳児	申請可能	
なし ※	0～3歳児	申請不可	保護者のいずれかが品川区在勤の方に限り、申請可能
	4～5歳児	申請可能	

※転入予定がない方の求職活動を要件とする申請は受け付けていません。

必要書類は、「●令和5年4月以降の申請に必要な書類（P.22～P.23）」を必ずご確認ください（すべて品川区書式でご提出ください）。

●品川区外から品川区の認可保育園等を利用申請する方の手続き方法

(1) 品川区へ転入予定の方

	令和5年9月入園申請まで	令和5年10月入園申請から
申請先	現在お住まいの自治体の保育を担当する部署	品川区保育課入園相談担当
必要書類	品川区所定様式	品川区所定様式
提出期限	現在お住まいの自治体の保育を担当する部署へご確認ください。 (品川区の申請締切日必着です)	品川区が定める申請締切日

※品川区へ転入予定がある方の選考については、一部調整指数が適用されません。

詳細は、「別表4 保育所等利用調整基準（選考基準）」(P.64～67)をご確認ください。

※転入予定がある方として入園内定した場合、入園月の前月末日までに品川区への転入（住民登録の異動含む）および品川区保育課での手続きが必要です。

(2) 品川区へ転入予定のない方

申請先	現在お住まいの自治体の保育を担当する部署
必要書類	品川区所定様式
提出期限	現在お住まいの自治体の保育を担当する部署へご確認ください。 (品川区の申請締切日までに必要書類が品川区へ到着している必要があります。)

※転入予定がない方の選考については、優先順位を一番低いものとして取り扱います。

5 延長夜間保育について

勤務時間の都合で、基本開園時間（午前7時30分～午後6時30分）を超えて保育が必要な場合に、延長夜間保育を実施しています。 ※短時間認定の方はご利用できません。

(1) 延長夜間保育等実施園数（令和5年4月時点）		区立	私立	区立民営
早朝延長	午前7時～午前7時30分	—	13園	—
	午前7時15分～午前7時30分	—	1園	—
	午前7時20分～午前7時30分	—	1園	—
延長保育	午後6時30分～午後7時30分	全園で実施		
夜間保育	午後7時30分～午後8時	—	16園	—
	午後7時30分～午後8時30分	6園	62園	1園
	午後7時30分～午後9時	—	1園	—
	午後7時30分～午後9時30分	—	—	—
	午後7時30分～午後10時	6園	—	—

※実施園の詳細については、「別表7 認可保育園一覧」（P.72～75）をご確認ください。

～延長夜間保育の時間区分～



(2) 申請方法

原則として、入園（内定）後、利用日までに事前の利用登録が必要です。「時間外保育利用登録書」を記入し、保育園にご提出ください。園長との面談を行います。なお、申請時に提出された「勤務（内定）証明書」等で延長夜間保育を利用する理由や時間帯等が確認できない場合は、再度「勤務（内定）証明書」等をご提出いただく場合があります。また、利用登録は毎年度更新が必要です。

(3) 利用料金

延長夜間保育を利用する場合は、別途利用料を各保育園にてお支払いください。

※私立保育園およびぷりすくーる西五反田は利用方法や利用料が異なります。詳細は各保育園にお問い合わせください。

◇延長夜間保育利用料一覧（区立保育園、ひがしやつやま保育園、ほうさん保育園、三ツ木保育園、八潮北保育園、八潮西保育園）

階層	1時間以内	1時間～2時間以内	2時間～3時間30分以内
A、B	200円	400円	700円
C、D1～D3	240円	480円	840円
D4～D12	320円	640円	1,120円
D13～D25	400円	800円	1,400円

※階層については、「別表5 保育園等保育料一覧」（P.68）を参照してください。

※標準時間認定の場合、月に園児1人につき10日以上利用した場合、11日目以降の延長夜間保育利用料は半額となります（短時間認定の場合、半額の適用はありません）。

※短時間認定の園児が基本開園時間内で8時間以上利用した場合の時間内延長保育利用料は、延長夜間保育利用料の1時間以内の額が、1時間あたりの額となります。

※お迎えが延長・夜間保育の時間帯にかかった場合は、事前の利用申請がなくとも利用料が発生します。

⑥ 区立保育園の大規模改修等と民営化（運營業務委託）について

区立保育園は昭和30～40年代に開設した保育園が多く、ほとんどの施設が開設当初の建物を適宜改修し使用している状況です。全ての区立保育園において耐震改修工事が完了しているほか、定期的な修繕や必要に応じた改修工事を実施しているため、現段階で施設内の安全性は確保されており、日常保育をするうえで支障はありませんが、今後、老朽化が進むにつれて大規模改修や改築を行う必要があります。保育園の園庭に仮設園舎の設置は難しいため、近隣の区有地に仮設園舎を建築、または既存施設を活用するなど、園舎の大規模改修・改築を行う計画です。

また、品川区では、民間活力を活用し、保育の質・量の維持・向上を目指すため、区立保育園の民営化（運營業務委託）を計画しており、現在で大規模改修および改築計画のある保育園、民営化計画のある保育園は以下のとおりとなります。保育園の利用申請をされる方は、本計画につきましてご理解、ご了承のうえ、申請してください。

◇大規模改修・改築の計画のある区立保育園

施設名	年 度						改修時の保育場所（仮設園の利用等）
	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	
一本橋保育園	改築						旧荏原第四中学校舎を仮園舎として使用 令和6年3月頃から、改築後の新園舎 （大井2-25-1）へ移転予定
大井保育園	改築						令和5年3月から、東大井公園内の仮設 園舎を使用
中原保育園		改築					令和5年7月頃から、旧第一日野小学校 に設置する仮設園舎を使用予定
東五反田保育園				改築			令和8年7月頃から、旧第一日野小学校 に設置する仮設園舎を使用予定

※大規模改修・改築時は仮園舎で保育します。

※各保育園等で実施した大規模改修等の説明会Q & Aは、品川区ホームページに掲載しています。

※上記施設以外にも、移転を伴わない改修工事を行う保育園があります。

※工事時期については、変更になる場合があります。

◇民営化（運營業務委託）予定園

施設名	開始年度	令和5年4月入園の場合の卒園年月						備 考
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
一本橋保育園	令和6年4月	令和11年 3月末	令和10年 3月末	令和9年 3月末	令和8年 3月末	令和7年 3月末	令和6年 3月末	※区全体で2園の民営化を検討しています。 ※民営化については、当初は 運營業務委託方式とします。 （区内では既に実施している 園があります）
大井保育園	令和7年4月		令和10年 3月末	令和9年 3月末	令和8年 3月末	令和7年 3月末	令和6年 3月末	

※三ツ木保育園は令和3年4月から民営化を実施しています。

※八潮北保育園は令和4年4月から民営化を実施しています。

※八潮西保育園は令和5年4月から民営化を実施しています。

■ 民営化前に卒園する児童

7 多様な保育サービス

●幼保一体施設

幼保一体施設とは、保育園と幼稚園を一体的に運営する施設です。保育と教育を一体的に行うことで、乳幼児教育の取組みを充実させています。

幼保一体施設には、「年齢区分型」と「並列型」の2種類があります。詳細は品川区ホームページおよび「品川区立幼稚園案内」をご確認ください。

年齢区分型

- ・二葉すこやか園（二葉つぼみ保育園・二葉幼稚園）
- ・御殿山すこやか園（五反田第二保育園・御殿山幼稚園）

区立幼稚園
4～5歳児クラス

区立保育園
0～3歳児クラス

特長

保育園は3歳児クラスまでです。

4歳児クラスに進級する際に希望すれば、併設の幼稚園に入園することができます。

※二葉つぼみ保育園（短時間保育室）は二葉幼稚園への優先入園はできません。

並列型

- ・のびっこ園台場（台場保育園・台場幼稚園）
- ・第一日野すこやか園（西五反田第二保育園・第一日野幼稚園）
- ・平塚すこやか園（荏原西第二保育園・平塚幼稚園）
- ・八潮すこやか園（八潮南保育園・八潮わかば幼稚園）

区立保育園
0～5歳児クラス

区立幼稚園
4～5歳児クラス

特長

保育園は5歳児クラスまであり、4・5歳児クラスは幼稚園と一体的に運用しています。

※併設の幼稚園への優先入園はできません。

ぷりすくーる西五反田

幼児教育施設
3～5歳児クラス

認可保育園
0～2歳児クラス

特長

ぷりすくーる西五反田の保育園部門は2歳児クラスまでとなり、3～5歳児クラスである幼児教育施設に入園するには別途、ぷりすくーる西五反田への申請が必要です。また、保育時間、保育料等の制度が保育園部門と異なりますので、ご了承のうえ申請してください。

詳細は、ぷりすくーる西五反田に直接、お問い合わせください。

●幼保一体施設の保育園を希望する方へ

各施設を見学するなど、必ず事前に内容を確認し、ご理解・ご納得のうえ申請してください。

なお、品川区立幼稚園は、品川区民であることが入園・在園の要件となります。

また、預かり保育は、保護者が就労している場合等、必要と認められる在園児を対象に実施しています。時間や料金、定員は幼稚園ごとに異なります。

●区立認定こども園（幼児教育部門）

一本橋・北品川第二・五反田・旗の台保育園の4園は、4・5歳児クラスに、保護者の就労を問わない短時間の受入れを行っています。なお、就労している場合は、基本保育時間を超えた預かり保育もを行っています。詳細は品川区ホームページおよび「品川区立認定こども園案内」をご確認ください。

(1) 実施園・定員

一本橋保育園、北品川第二保育園、五反田保育園、旗の台保育園（4・5歳児クラス各5名）

(2) 基本保育時間

月曜日から金曜日の午前9時から午後2時まで

※土・日・祝日、年末年始、夏休みなどの長期休業期間があります。

(3) 費用

区立認定こども園の保育料は無償です。

預かり保育を利用する場合は、別途利用料がかかります。

(4) 預かり保育

時 間：午前7時30分から午後7時30分まで（基本保育時間を除く）

利用料：日額 750円（午前7時30分から午後6時30分まで）

日額1,150円（午前7時30分から午後7時30分まで）

※預かり保育の利用は、保護者の就労等が条件です。

無償化対象の方の利用料は以下のとおりです。

日額 300円（午前7時30分から午後6時30分まで）

日額 700円（午前7時30分から午後7時30分まで）

※無償となる利用料（減額分）の月額上限は最大11,300円までです。

※無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※私立認定こども園の預かり保育についての詳細は、各保育園に直接お問い合わせください。

●短時間就労対応型保育（短時間保育室）

主に、パート就労者や自営業等のご家庭で、短時間の保育を継続的に必要とするお子様を対象とした短時間就労対応型保育を実施しています。

(1) 実施園

伊藤保育園、荏原保育園、北品川第二保育園、二葉つぼみ保育園、南大井保育園

(2) 定 員

1～3歳児クラス 各保育園で10名

(3) 申請方法

「保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書」の希望園の第8希望までの中に、「伊藤（短時間）」、「荏原（短時間）」、「北品川第二（短時間）」、「二葉つぼみ（短時間）」、「南大井（短時間）」とご記入ください。

(4) 申請できる方の要件

次の①・②両方に該当する方

①保育認定において短時間認定を受けること（標準時間認定の方は申請できません）

②午前9時から午後5時の開園時間内の送迎が可能であること

(5) 保育時間

午前9時から午後5時のうち保育を必要とする時間（保育時間の延長は一切できません）

(6) 利用調整（入園選考）

「保育所等利用調整基準（選考基準）」等に基づき、利用者を決定します。

(7) その他

短時間保育室は**3歳児クラス**までです。4歳児クラス以降は他園への入園申請や幼稚園・認定こども園等への申請が必要となります。「**二葉つぼみ保育園（短時間保育室）**」は、**二葉幼稚園への優先入園はありません。**

●令和5年度定期利用保育事業

新規開設保育園などで4～5歳児クラスの受入枠に余裕がある保育園で、入園が不承諾となった1歳児クラス（令和3年4月2日から令和4年4月1日生まれ）のお子様をお預かりします。

※空きスペース利用型年間保育事業は入園不承諾となった1歳児～2歳児クラスのお子様を、ほうさん保育園・ひがしやつやま保育園（1歳児クラスのみ）にてお預かりします。また、令和6年度に対象クラス等を変更する場合があります。

申請方法や実施施設など詳細は、保育課入園相談担当へお問い合わせください。

8 育児休業明け入園予約制度

区内にお住まいで、産後休業に引き続きお子様が1歳になる誕生日の前日（もしくはそれ以降）まで、育児休業法等の法律に基づく育児休業を取得後、育児休業前と同様の勤務に復職をする保護者の方が、復職月からの入園をあらかじめ申請できる制度です。申請人数が受入予定数を超えた場合は、利用調整（入園選考）を行います。選考基準は、「保育所等利用調整基準（選考基準）」を準用します。ただし、調整指数の適用はありません。（減点項目は適用します。）

(1) 実施保育園

区立保育園等36園（幼保一体施設、一部の園は対象外です。）

(2) 申請締切日

お子様の出生月の翌月末日（最終開庁日）

(3) 申請方法

申請は、下記で受け付けしています。

①保育課入園相談担当

②郵送受付

窓口混雑緩和の観点から、利用申請の郵送受付を実施しています。

郵送の場合、簡易書留で保育課入園相談担当まで申請書類を送付してください。（申請締切日必着。FAX・メール不可。）

※簡易書留以外での郵送事故等、区で申請書類の到着が確認できない場合の責任は負いかねます。「(4) 必要書類」をご確認のうえ、書類の記入漏れや同封漏れがないよう申請書類を準備してください。

※不足書類がある場合や書類の内容に不備がある場合は、入園選考の対象外となりますのでご了承ください。

※入園予約については、オンライン受付をしておりません。

(4) 必要書類

①育休明け入園予約申請書（保育課の窓口および品川区ホームページから取得できます。区内認可保育園・郵送では配布しておりません）

②保育を必要とする状況を証明する書類（父母分）

例：勤務（内定）証明書（常勤・パート・内職等で働いている場合※）

※親族の経営する会社に勤務する場合も含む。

就労状況申告書および就労を証明する書類（自営業・経営者・役員等の場合）

必要に応じて、上記書類以外でも提出していただく場合があります。

「●令和5年4月以降の申請に必要な書類」(P.22～23) もご確認ください。

(5) 結果発表（令和5年4月2日から令和6年4月1日出生児）

入園を希望する年月によって、結果発表日が異なります。

【令和6年度0歳児クラス】

入園希望月	令和6年4～7月	令和6年8～11月	令和6年12月～令和7年3月
結果発表日	令和5年9月下旬	令和6年1月下旬	令和6年6月下旬

【令和7年度1歳児クラス】

入園希望月	令和7年4月～令和8年3月
結果発表日	令和6年6月下旬

通常の入園申請と育児休業明け入園予約制度の申請を同時に行うことはできますが、先の結果発表で内定した場合には、もう一方の申請が自動的に取下げになります。

例①： 令和5年9月出生。育児休業を令和6年9月まで取得して入園したいが、もしその入園が難しいなら、令和6年4月に育児休業を切り上げて入園を検討する場合。

⇒ 10月末までに「入園予約制度」で令和6年9月入園を申請し、さらに締切日までに令和6年4月入園も申請します。1月下旬に入園予約制度の結果が発表されますが、内定しなかった場合は、その後に4月入園の結果を発表します。

例②： 令和5年12月出生。育児休業を令和6年12月まで取得して入園したいが、入園が難しいと考え、令和6年4月に育児休業を切り上げて入園を検討する場合。

⇒ 締切日までに令和6年4月の入園も申請し、さらに令和6年1月までに「入園予約制度」で令和6年12月入園を申請します。先に令和6年4月の入園結果が発表されるので、内定した場合は、令和6年12月の入園予約の申請が自動的に取下げになります。